

一般社団法人 東京産婦人科医会定款

一般社団法人 東京産婦人科医会

一般社団法人東京産婦人科医会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京産婦人科医会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を東京都内の必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、女性の健康と母子保健を増進して国民の福祉に寄与し、あわせて会員相互の親睦と研修に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)女性の保健・医療・福祉に関する事業
- (2)母子保健に関する事業
- (3)母体保護法の適性なる運営と実施・啓発に関する事業
- (4)会員の学術研修に関する事業
- (5)会員の品位向上と福祉に関する事業
- (6)その他本会の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 会員

(会員の構成及び種別)

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

(1)正会員

都内に就業又は居住している産婦人科医師であって、本会の目的及び事業に賛同する者。

(2)準会員

都内に就業又は居住している産婦人科研修中の医師であって、本会の目的及び事業に賛同する者。ただし、5年を超えて準会員となることはできない。

(3)名譽会員及び名誉会長

本会に特に功労があって、総会で承認された者。

(4)贊助会員

本会の目的及び事業に賛同し、本会の事業を贊助するために入会した個人、法人又は団体。

- 2 正会員及び準会員は、原則として、各地区産婦人科医会の会員の資格を有し、かつ各地区産婦人科医会の推薦を受けた者とする。
- 3 前項の各地区産婦人科医会とは、東京都を区域とし、特別区、市、郡の地区産婦人科医会、その他の産婦人科医会及び大学産婦人科医会のことをいう。

(入会)

第6条 正会員、準会員又は贊助会員として、本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を得た者は、別に定める入会金の納入をもって会員の資格が発生する。
- 3 入会の際に届け出た事項に異動が生じた場合は、すみやかに所定の変更・異動届により本会に届け出なければならない。

(入会金及び会費等)

第7条 会員は、本会の運営に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金、会費及び負担金を納めなければならない。

- 2 前項にかかわらず、高齢者又は特別の事情がある会員は、別の定めにより、会費及び負担金を減免することができる。
- 3 前2項にかかわらず、名譽会員からは会費及び負担金を徴収しない。

(会員の権利)

第8条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1)法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2)法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3)法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4)法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5)法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6)法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7)法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8)法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(名譽会員)

第9条 名譽会員は、必要に応じて理事会又は総会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 名譽会員の期間は、第34条の理事及び監事の任期に準じるものとする。

(任意退会)

第 10 条 会員は、所定の退会届出書を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(処分)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の名誉をけがしたとき
- (2) 本会の定款その他の規則に反する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合において、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により除名が決議されたときは、当該会員に対して通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 12 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 医師の資格を失ったとき
- (3) 賛助会員である法人又は団体が解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき

(拠出金品の不返還)

第 13 条 会員がすでに納入した入会金、会費及び負担金は返還しないものとする。

第4章 代議員及び予備代議員

(代議員の員数その他)

第 14 条 本会に代議員を置く。その員数は、別に定める基準により、概ね正会員 10 名につき 1 名の割合とする。

2 前項の代議員をもって法人法上の社員とする。
3 代議員は本会の役員を兼ねることはできない。

(代議員の任期)

第 15 条 代議員の任期は、選出された年の4月1日から2年後の3月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(同法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて、社員たる地位を失わない(当該代議員は、総会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする)。
3 代議員の任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、代議員は引き続きその職務を行わなければならない。

(代議員の選出)

- 第 16 条 代議員は、別の定めにより、各地区産婦人科医会において、本会の正会員の中から本会の正会員によって選出する。
- 2 前項の選挙において、本会の正会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。
 - 3 代議員に欠員を生じたときは、各地区産婦人科医会はすみやかに後任の代議員の選出を行うものとする。
 - 4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(予備代議員)

- 第 17 条 代議員に事故があるときに備えて、予備代議員を置くことができる。
- 2 代議員に事故があるときは、予備代議員に議決権を代理行使させることができる。
 - 3 予備代議員の選挙をする場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1)当該候補者が予備代議員である旨
 - (2)当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3)同一の代議員(2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員)につき2人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
 - 4 第 14 条第3項(代議員の員数その他)、第 15 条第1項及び第3項(代議員の任期)、第 16 条(代議員の選出)並びに第 18 条(代議員の資格の喪失)の規定は、予備代議員について、準用する。

(代議員の資格の喪失)

- 第 18 条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。
- 2 総会は、正当な事由があると認められるときは、総代議員の三分の二以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前2項のほか、代議員は、会員の資格を喪失したときは、同時に代議員の資格を喪失する。

(代議員の報酬等)

- 第 19 条 代議員は無報酬とする。
- 2 代議員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

第5章 総会

(構成)

- 第 20 条 総会は、すべての代議員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 21 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)決算に関する事項
- (2)入会金、会費及び負担金の賦課徴収に関する事項
- (3)会員の除名
- (4)代議員の資格の喪失
- (5)理事及び監事の選任又は解任
- (6)理事及び監事の報酬等の額
- (7)定款の変更に関する事項
- (8)本会の解散及び残余財産の処分に関する事項
- (9)理事会が付議した事項
- (10)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 22 条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1)理事会が必要と認めたとき
 - (2)総代議員の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、総会の招集の請求があったとき

(招集)

第 23 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに代議員に発しなければならない。ただし、総会に出席しない代議員が書面又は電磁的方法によって議決権行使することができると定めた場合には、2週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 前条第3項第2号の規定による請求があったときは、会長は、当該請求があつた日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長及び副議長の選定)

第 24 条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、総会において、代議員の中から選定する。
- 3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。
- 4 議長及び副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議長及び副議長の職務及び権限)

第 25 条 議長は、議場の秩序を保ち、議事を整理し、会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(定足数及び議決権)

第 26 条 総会は、総代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第 27 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は最初の表決に加わることはできない。
- 3 第1項にかかわらず、次の決議は総代議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1)会員の除名
 - (2)監事の解任
 - (3)定款の変更
 - (4)解散
 - (5)その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第 28 条 理事会において、総会に出席しない代議員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができると決議したときは、総会に出席しない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は代議員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び議長の指名した2名の出席代議員が、署名又は記名押印をしなければならない。

第6章 役員等

(役員)

第 30 条 本会に、次の役員を置く。

- (1)理事 15名以上 20名以内
- (2)監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とする。
- 3 会長をもつて法人法上の代表理事とし、副会長をもつて同法第 91 条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第 31 条 理事及び監事は、別に定めるところにより総会の決議によって、本会正会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選定及び解職する。
- 3 理事及び監事は、代議員を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

- 第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、その業務を執行する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務(本会を代表するものを除く)を代行する。
 - 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
 - 4 監事は、財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告しなければならない。

(役員の任期)

- 第34条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事が、第30条に定める定数に足りなくなるときは、すみやかに補欠選挙を行う。
 - 3 補欠又は増員により選任された理事又は補欠により選任された監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の親族等の割合の制限)

- 第35条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。
- 2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(解任)

- 第36条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。
- 2 前項の場合において、当該役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第 37 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の責任免除)

第 38 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第 39 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
3 顧問は、必要に応じて理事会又は総会に出席し、意見を述べることができる。
4 顧問の任期は、第 34 条の理事及び監事の任期に準ずるものとする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 40 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 41 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長及び副会長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事個人に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選定及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

- (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

- (6) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく同法第 111 条第 1 項の責任の免除

- (7) 総会の招集及び提出案件に関する事項

- (8) 会務運営に関する規定の制定及び改廃に関する事項

(招集)

第 42 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長の職務を代行する理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合には、すべての理事及び監事に対し、理事会の目的である事項、日時並びに場所を、1週間前までに書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

(議長)

第 43 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 44 条 理事会は、理事数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 45 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は最初の表決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合はこの限りでない。

(報告の省略)

第 46 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第 32 条第4項の報告についてはこの限りでない。

(議事録)

第 47 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第8章 委員会

(委員会)

第 48 条 本会に、事業を円滑に推進するため、理事会の決議により委員会を置くことができる。

- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 財産及び会計

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類は、理事会の承認を得た後、総会に報告するものとする。
- 3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時総会にその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 第1項第3号の書類については、定時総会終結後、遅滞なく公告しなければならない。

(財産の構成)

第52条 本会の財産は、次の各号をもって構成する。

- (1)財産目録に記載された財産
- (2)入会金、会費及び負担金
- (3)事業に伴う収入
- (4)財産から生ずる収入
- (5)寄附金品
- (6)その他の収入

(財産の管理)

第53条 本会の財産は、会長が管理・運用し、その方法は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(会計の規程等)

第54条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 55 条 この定款は、総会において総代議員の3分の2以上の決議を経なければ、変更することができない。

(解散)

第 56 条 本会は、総会において総代議員の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配禁止)

第 57 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 58 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 59 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第 60 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第 13 章 補則

(定款施行細則)

第 61 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

(規則等の制定)

第 62 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立日（平成 27 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立時役員は、次の通りである。

設立時理事	落合和彦
設立時理事	中林正雄
設立時理事	荻野雅弘
設立時理事	山田正興
設立時理事	是澤光彦
設立時理事	松本和紀
設立時理事	高木耕一郎
設立時理事	角田 肇
設立時理事	小泉邦夫
設立時理事	中井章人
設立時理事	宮崎亮一郎
設立時理事	飯野孝一
設立時理事	鈴木正明
設立時理事	北井啓勝
設立時理事	室谷哲弥
設立時理事	堀 量博
設立時理事	吉野一枝
設立時理事	亀井 清
設立時理事	川嶋一成

設立時代表理事 落合和彦

設立時監事 岩本絹子
設立時監事 木村好秀

- 4 この法人の設立時社員（代議員）の氏名及び住所は、次の通りである。

設立時社員 野原土郎
住所 東京都中野区沼袋 4-24-14
設立時社員 倉島富代
住所 東京都北区赤羽 2-13-1-201 花川ビル

- 5 この法人の成立日における代議員は、定款第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立社員総会で選出される者とする。また、その代議員の任期は、定款第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立日から、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

- 6 この法人の成立日における会員は、定款第5条及び定款第6条にかかわらず、設立社員総会で承認を受けた者とする。
- 7 この定款は、令和2年6月20日から第5条第1項(3)を一部変更する。
- 8 この定款は、令和3年4月1日から第2条第1項を一部変更する。

一般社団法人東京産婦人科医会 定款施行細則

第1章 総 則

(会務)

第1条 本会は、会務運営を円滑に行うため、会務を次の各事業部に分けることができる。

- (1)総務部
- (2)会計部
- (3)学術部
- (4)広報部
- (5)母体保護部
- (6)母子保健部
- (7)社会保険部
- (8)医業対策部
- (9)医療事故対策部
- (10)病院部
- (11)癌対策部
- (12)献金部
- (13)学校保健部
- (14)その他必要な事業部

2 前項の各部については、それぞれ理事が分担し、部長となる。

3 各部を担当する理事は、会長がこれを委嘱する。

第2章 会 員

(入会及び退会)

第2条 定款第6条の規定による入会申込書及び異動届並びに定款第10条の退会届出書の様式は、理事会で定める。

2 定款第5条第2項にかかるわらず、やむを得ない場合、その他特別の事情がある場合には、各地区産婦人科医会の会員でない者も理事会の承認を得て、正会員又は準会員と認めることができる。

(会費等の徴収)

第3条 年度会費は、毎年8月31日までに本会に納めなければならない。

- 2 満77歳以上の高齢者は、会長に所定の申請書を届け出て、理事会の承認を得た場合には、会費及び負担金を免除又はその一部を減額することができる。
- 3 傷病若しくは出産・育児等のため休業が6箇月以上に及ぶ会員が、会長に所定の申請書を届け出て、理事会の承認を得た場合には、一定期間、会費及び負担金を免除又はその一部を減額することができる。
- 4 前項の者が休業から復帰したときは、4週間以内にその旨を会長に届け出なければならない。

(総会の出席)

第4条 賛助会員以外の会員は、総会を傍聴することができる。

- 2 総会を傍聴しようとする正会員及び準会員は、7日前までに総会の議長に届け出なければならない。

第3章 代議員及び予備代議員の選出

(代議員及び予備代議員の選出方法)

第5条 代議員及び予備代議員の選出は、定款第5条第3項に規定する各地区産婦人科医会に、これを委託して行う。

- 2 会長は、前項の委託に関する状況の報告をいつでも各地区産婦人科医会に対して求めることができる。
- 3 代議員の定数は、選出の行われる前年の12月31日現在の会費完納正会員10名につき1名とし、10名未満の端数が生じた場合は、5名を超えるとき1名を加えるものとする。
- 4 前項の正会員が10名に満たない各地区産婦人科医会は、前項にかかわらず、1名とする。
- 5 代議員及び予備代議員の数は、会員数の増減にかかわらず、任期満了による選出の場合でなければ、これを変更しないものとする。
- 6 各地区産婦人科医会は、選出された代議員の氏名を3月31日までに、会長に書面で提出する。
- 7 前項の規定は、予備代議員についても準用する。
- 8 会長は4月1日現在の代議員名簿を作成する。

第4章 役員の選挙

(適用範囲)

第6条 理事及び監事の選挙については、本章の定めるところによる。

(定数)

第7条 選挙すべき理事及び監事の定数は、定款第30条第1項に定める範囲内において、会員数及び各事業部の運営状況を考慮して、理事会で定める。

(選挙事務の管理)

第8条 第5条の選挙を管理するために、本会に選挙期日の40日前までに選挙管理委員会を設ける。

- 2 選挙管理委員会の事務処理及び事務連絡は、本会の事務局において行う。
- 3 選挙管理委員会は、選挙が公正かつ適正に行われるよう、候補者及び選挙関係者を指導するものとする。

(選挙管理委員会)

第9条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって組織する。

- 2 委員は、別に定めるブロック毎に正会員の中から1名を選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、当該選挙が終了するまでとする。
- 4 委員会は委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 5 委員会の議決は委員の過半数をもって決定する。
- 6 WEB 会議等による開催の場合も第4項及び第5項の規定を準用する。

(委員長及び副委員長)

第10条 選挙管理委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の兼任禁止等)

第11条 委員は、本会の理事及び監事を兼ねることはできない。

- 2 委員は、在任中、理事及び監事の選挙の候補者及び候補者の推薦人となること並びに候補者の応援をすることができない。

(選挙人名簿の調製)

第12条 理事及び監事の選挙に使用する選挙人名簿は、第3条に定める期日までに会費を完納した代議員に基づいて選挙管理委員会が調製する。

- 2 前項の規定により調製された選挙人名簿に記載された者をもって選挙人とする。定款第17条第2項の規定により代議員の職務を行うこととなる予備代議員も、また選挙人とする。

(公示)

第13条 理事及び監事の選挙の公示は、選挙期日の25日前までに行うとともに、これを選挙人に通知しなければならない。

- 2 前項の公示は、本会からの印刷物又は本会のホームページへの掲載等により行うものとする。

(候補者及び候補者の届出)

第14条 理事及び監事の選挙において候補者となろうとする者は、所定の推薦を受けて、当該選挙期日の15日前の正午までに、書面をもって選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による候補者の届出書には、候補者となるべき者の氏名、年齢、住所及びその他所定の事項を記載しなければならない。
- 3 第1項の規定による候補者の推薦書には、前項に規定する事項のほか、正会員の推薦者4名及びその他所定の事項を記載し、候補者となるべき者の承諾書を添えなければならない。

(候補者名簿の作成及び送付)

第15条 選挙管理委員会は、候補者名簿を作成し、当該選挙期日の7日前までに、選挙人に送付しなければならない。

(氏名の掲示)

第16条 選挙管理委員会は、選挙の当日、投票所内の見やすい場所に、候補者の氏名を掲示しなければならない。

(締切日の延期)

第17条 第14条の規定による期間内に届け出のあった当該候補者の数が、第7条に規定する定数に達しないときは、選挙管理委員会は、届出期日を当該選挙期日の前日まで延期する。

(投票の省略)

第18条 第14条及び前条の規定による届出があった当該候補者の数が、第7条に規定する定数であるとき又は定数に達しないときは、投票を省略してその候補者を当選人と決定する。

(選挙の方法)

第19条 理事及び監事の選挙は、投票による。

2 前項の投票方法は、選挙管理委員会が別に定める。

(投票及び開票の管理)

第20条 投票及び開票並びに当選人の決定に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

(選挙立会人)

第21条 選挙管理委員会は、委員の中から選挙立会人を選任し、投票及び開票に立ち会わせなければならない。

(投票の無効)

第22条 次の投票は、無効とする。

- (1)この定款施行細則及び選挙管理委員会が定める投票方法に違反するもの
- (2)候補者の何びとに投票を記載したかを確認しがたいもの
- (3)定められた数を超えて候補者に投票したもの

(投票の効力)

第23条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聞き、選挙管理委員会委員長が決定する。

(当選人)

第24条 理事及び監事の選挙において、有効投票の最多数を得た者から順次、当選人を決定する。

2 当選人を定めるにあたり、得票が同じであるときは、選挙管理委員会が年長者順でこれを定める。

(当選人決定等の報告)

第25条 選挙管理委員会は、選挙の結果をすみやかに総会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の種別)

第26条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として毎月開催する。

第6章 委員会

(委員会の種類)

第27条 本会に、次の委員会を置くことができる。

- (1)学術研修委員会
- (2)広報委員会
- (3)母子保健委員会
- (4)社会保険委員会
- (5)医業対策委員会
- (6)医療事故対策委員会
- (7)勤務医委員会
- (8)癌対策委員会
- (9)献血委員会
- (10)学校保健委員会
- (11)その他必要な委員会

(委員及び委員長)

第28条 各委員会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会の議事その他必要な記録を作製する。
- 4 委員の任期は、定款第34条の役員の任期を準用する。

(運営)

第29条 委員会の運営は、各委員会に一任する。

(特別委員会)

第30条 会長が必要と認めたときは、理事会の決議を経て特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会は、理事会又は会長から付託された特定の事項について審議する。
- 3 特別委員会の委員は会長が委嘱し、その任期は任務終了までとする。
- 4 特別委員会の委員長、副委員長は会長が指名する。
- 5 特別委員会の運営はその委員会に一任する。

第7章 日本産婦人科医会

(都道府県地域代表)

第31条 本会は、公益社団法人日本産婦人科医会(以下「日本産婦人科医会」という。)が設置している地域代表と緊密なる連絡調整を行い、業務執行の適正なる運営を図るものとする。

(日本産婦人科医会代議員及び予備代議員の選挙)

第32条 本会は、日本産婦人科医会の委託を受けて、日本産婦人科医会の代議員及び予備代議員を選出する。

- 2 前項の規定に基づく日本産婦人科医会の代議員及び予備代議員の選出に関しては、別の定めによる。
ただし、その定めにない事項については、第4章の役員の選挙の規定に準じて行う。
- 3 日本産婦人科医会の代議員及び予備代議員の任期は、日本産婦人科医会の定める任期による。

(職務)

第33条 日本産婦人科医会代議員に選出された会員は、日本産婦人科医会総会に出席し、議決権を行使する。

第8章 補 則

(表彰)

第34条 本会に功労のあった会員及び長年勤続した職員を表彰することができる。

(弔慰)

第35条 会員が死亡した場合は、別に定める規則により、弔慰を表すものとする。

(施行細則の変更)

第36条 この定款施行細則は、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければ、変更することができない。

附 則

(施行期日)

1 この定款施行細則は、平成27年4月1日から施行する。

令和3年6月19日 改定

一般社団法人東京産婦人科医会 入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京産婦人科医会(以下「本会」という。)の入会金、会費及び負担金について、定款第7条及び定款施行細則第3条に基づき、必要な事項を定める。

(入会金及び会費)

第2条 本会の入会金及び会費の額は、次の通りとする。

(1) 入会金 10,000 円

(2) 会費

会員種別	会費年額
正会員	20,000 円
準会員	10,000 円
名誉会員	0 円
賛助会員	20,000 円

(納入時期及び納入方法)

第3条 定款第6条の入会の承認を得た者は、本会の定める方法により、原則として入会通知があった日から30日以内に、入会金を納入する。

2 会員は、本会の定める方法により、毎年度8月 31 日までに会費を納入する。

(会費の減免)

第4条 第2条にかかわらず、次に掲げる事由が生じた場合には、3月 31 日までに減額免除申請書を会長に提出し、理事会の承認を得て、翌年度の会費を減免することができる。

(1)正会員が、前年 12 月 31 日現在、満 77 歳に達している場合

(2)正会員及び準会員が、傷病若しくは出産・育児等のため休業が6箇月以上に及ぶ場合

2 前項第2号の場合において、休業から復帰したときは、4週間以内にその旨を会長に届け出るものとする。

(負担金)

第5条 本会は、本規程に定める会費のほか、総会の決議により負担金を徴収することができる。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければ、変更することができない。

附則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

«参考»

公益社団法人日本産婦人科医会の会費

会員種別	会費年額
正会員	36,000 円
準会員	18,000 円
減免会員	10,000 円

一般社団法人東京産婦人科医会 地区・ブロック規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京産婦人科医会(以下「本会」という。)が、定款第3条に定める目的を達成するための事業を行うにあたり、定款第5条第3項に定める各地区産婦人科医会と連携・協力するために、必要な事項を定める。

(各地区産婦人科医会の役割)

第2条 本会は、各地区産婦人科医会に、次の事項を委託する。

- (1)定款第16条及び第17条に規定する代議員及び予備代議員の選出
 - (2)本会と会員との連絡調整窓口
 - (3)その他本会の目的を達成するために必要な事項
- 2 各地区産婦人科医会は、それぞれの組織の目的の中で、独自の事業を行うことができる。
- 3 各地区産婦人科医会の会長の選出は、各地区産婦人科医会で行い、その会長の氏名を本会に報告する。

(会長協議会)

第3条 本会は、会務運営上必要な事項の連絡、協議等をはかるため、会長協議会を置く。

- 2 会長協議会は、各地区産婦人科医会の会長をもって構成する。
- 3 会長協議会は、必要に応じて開催することができる。
- 4 会長協議会の議長は、本会の会長がこれにあたる。

(ブロック)

第4条 本会は、会務の運営上、各地区産婦人科医会を以下に示す9つのブロックに分ける。

- (1)中央ブロック
- (2)城東・北ブロック
- (3)城東・南ブロック
- (4)城西・北ブロック
- (5)城西・南ブロック
- (6)城南ブロック
- (7)城北ブロック
- (8)多摩ブロック
- (9)大学ブロック

2 前項の各ブロックに属する各地区産婦人科医会は、別表の通りとする。

(ブロックの役割)

第5条 ブロックは、次の役割を果たす。

- (1)定款施行細則第9条に規定する選挙管理委員の選出
- (2)各地区産婦人科医会の会員相互の連携及び情報交換
- (3)その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 各ブロックの代表者の選出は、各ブロックで行い、その代表者の氏名を本会に報告する。

(ブロック代表者会)

第6条 本会は、会務運営上必要な事項の連絡、協議等をはかるため、ブロック代表者会を置く。

2 ブロック代表者会は、各ブロックの代表者をもって構成する。

3 ブロック代表者会は、必要に応じて開催することができる。

4 ブロック代表者会の議長は、本会の会長がこれにあたる。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の承認を得なければ変更することができない。

附則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

	ブロック	各地区産婦人科医会	
1	中央ブロック	千代田区産婦人科医会	神田産婦人科医会
		中央区産婦人科医会	日本橋産婦人科医会
		港区産婦人科医会	文京区産婦人科医会
		小石川産婦人科医会	下谷産婦人科医会
		浅草産婦人科医会	
2	城東・北ブロック	荒川区産婦人科医会	足立区産婦人科医会
		葛飾区産婦人科医会	
3	城東・南ブロック	墨田区産婦人科医会	江東区産婦人科医会
		江戸川区産婦人科医会	
4	城西・北ブロック	新宿区産婦人科医会	中野区産婦人科医会
		杉並区産婦人科医会	
5	城西・南ブロック	目黒区産婦人科医会	世田谷区産婦人科医会
		玉川産婦人科医会	渋谷区産婦人科医会
6	城南ブロック	品川区産婦人科医会	荏原産婦人科医会
		大森産婦人科医会	田園調布産婦人科医会
		蒲田産婦人科医会	
7	城北ブロック	北区産婦人科医会	豊島区産婦人科医会
		板橋区産婦人科医会	練馬区産婦人科医会
8	多摩ブロック	調布市産婦人科医会	西多摩産婦人科医会
		武蔵野市産婦人科医会	三鷹市産婦人科医会
		府中市産婦人科医会	北多摩産婦人科医会
		東久留米市産婦人科医会	西東京市産婦人科医会
		南多摩産婦人科医会	町田市産婦人科医会
9	大学ブロック	杏林大学産婦人科医会	慶應義塾大学産婦人科医会
		東京慈恵会医科大学産婦人科医会	順天堂大学産婦人科医会
		昭和大学産婦人科医会	帝京大学産婦人科医会
		東京医科歯科大学産婦人科医会	東京医科大学産婦人科医会
		東京女子医科大学産婦人科医会	東京大学産婦人科医会
		東邦大学産婦人科医会	日本医科大学産婦人科医会
		日本大学産婦人科医会	

様式1

入会申込書

一般社団法人 東京産婦人科医会 会長 殿

1. 所属	地区名		地区	
2. 会員種別	プロック		地区	
3. 診療所の場合	1. 正 準	1. 指定医師 2. 非指定医師	1. 開業務 2. 勤務 3. その他	9. 氏名・現住所
科名	病床数	現住所	氏名	ふりがな
4. 出身校・卒業年	大学 年 医専		電話	年 月 日
5. 指定医師	現在指定医師であるものは その指定年月		電話	年 月 日
6. 会員の分娩の取り扱い	都道府県 年 月		電話	年 月 日
1. 有	2. 無	1. 現住所	1. 私立 2. 医療法人	3. その他の法人 4. 国公立
7. 日本産科婦人科学会会員番号 (共同発送作業用)			2. 勤務先	5. 大学 6. その他
			12. アドレス E-mail	(@)
8. 医籍登録番号・登録年月日 第 号 年 月 年 月 日 9. 氏名・現住所				
10. 勤務先 (診療に従事する医療機関・開業の場合を含む) 施設名 所在地 電話 FAX 11. 郵便物送り先 1. 現住所 1. 以外の送り先を希望する場合に記入 2. 勤務先				
12. アドレス E-mail				

上記のとおり申込いたします。

年 月 日

氏名 印

変更・異動届

一般社団法人 東京産婦人科医会 会長

年 月 日受付

地区	地区
地区会長	印

1 所属地区産婦人科医会の異動

旧	地区
新	地区

2 氏名の変更

旧	ふりがな	年 月 日生 1. 男 2. 女
新	ふりがな	

3 現住所の異動

旧	〒	電話
		FAX
新	〒	電話
		FAX

4 診療に従事する医療機関の異動

名称	旧							役職名	旧	
所在地	新							電話		
種別	新	1. 病院 2. 診療所	1. 私立 2. 医療法人	3. その他の法人 4. 国公立	5. 大学 6. その他	1. 開業 2. 勤務	3. その他 2. 勤務			

5 郵便物送り先の変更

1. 現住所 2. 勤務先	1・2以外の送り先を希望する場合に記入
------------------	---------------------

6 アドレス

E-mail	@
--------	---

上記のとおり変更・異動しましたので届出いたします。

年 月 日

氏名 印

一般社団法人東京産婦人科医会減額免除申請書

年　月　日

一般社団法人 東京産婦人科医会 会長 殿

地区

申請者氏名 _____ 印

私義、_____ の為に

一般社団法人東京産婦人科医会費(減額・免除)願いたく申請いたしますので、
よろしくお取り計らい願います。

※ 減額・免除に○印をつけて下さい。

理 事 会	
決 済	承 認 ・ 否 決
	年 月 日

退会届

今般、下記都合により 年 月 日をもって退会
いたしますので、此の段 お届けいたします。

年 月 日

住所

氏名

(印)

一般社団法人東京産婦人科医会 会長 殿

退会理由 :

連絡先（電話番号）：

返送先：一般社団法人東京産婦人科医会 FAX 03-5357-1202

公益社団法人日本産婦人科医会代議員選出に関する内規

- 第1条 一般社団法人東京産婦人科医会（以下「本会」）は、公益社団法人日本産婦人科医会（以下「日本産婦人科医会」）代議員選出規程に基づき、日本産婦人科医会の代議員（以下「医会代議員」）の選出に関し、この内規を定める。
- 第2条 日本産婦人科医会が通知する医会代議員定数について、会員の直接選挙によって選出するものとし、医会代議員の任期が満了する2年目の1月に実施する。
- 2 前項に加え、医会代議員が欠けた場合又は医会代議員を欠くときに備えて予備の医会代議員を選出することができる。
- 第3 予備代議員を2名とし、1項に準じて選出する。
- 第3条 この内規で選出された医会代議員の任期は、公益社団法人日本産婦人科医会定款で定める任期とする。
- 第4条 選挙権者及び被選挙権者は、原則として前年10月31日現在会費完納正会員（減免会員含む。）であって、日本産婦人科医会に在籍する会員とする。
- 2 被選挙権者は、選挙日の前年の3月31日において、母体保護法第14条に規定する指定医師又は日本産婦人科医会に5年以上在籍した会員であることを要する。
- 第5条 選挙管理は選挙管理委員会を行い、本会会長が連携・協力する。
- 第6条 選挙管理委員会の委員は、本会役員を除く9人をもって構成し、会員の中から、本会会長が委嘱する。
- 2 選挙管理委員会の委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員の委嘱並びに委員長の選出は、選挙の行われる年の前年の10月末日までに行わなければならない。
- 4 選挙管理委員会の業務に関する事項は、別に定める。
- 7条 選挙は立候補制とし、被選挙権を有する会員へ書面で立候補を募るものとする。
- 8条 医会代議員に立候補する会員は、定められた期日までに選挙管理委員会へ立候補の届出をしなければならない。
- 2 選挙管理委員会委員は立候補することができない。
- 第9条 投票は郵便によって行い、連記無記名とする。
- 2 選挙権者は投票用紙に自書し、投票期日までに到着するよう郵送しなければならない。
- 第10条 投票数の多い順に当選とする。同数の場合は年長者順とする。
- 第11条 日本産婦人科医会から医会代議員選任依頼を受けた場合には、速やかに本会の選挙管理委員会を設置し選出作業を開始しなければならない。
さ
- 2 選挙管理委員会は選挙権者に対して、文書により選挙を実施することを公示し、さらに投票方法と投票期日及び開票日とその場所を通知するものとする。

- 3 選挙管理委員会は、投票が終了したのち速やかに開票を行わなければならない。
- 第12条 選挙管理委員会は開票終了後直ちにその結果を確認し、本会会長に結果を通知するとともに、決定した医会代議員名簿を日本産婦人科医会に速やかに報告するものとする。
- 第13条 本会会長は決定した医会代議員名を全ての会員に速やかに通知しなければならない。
- 第14条 選挙管理委員会は選出作業の経緯と選挙結果を記録し、その記録を2年間保存するものとする。
- 第15条 この内規を改正する場合は、本会の理事会の承認を経なければならない。

(附 則)

この内規は、平成22年11月20日から施行する。

平成25年3月23日一部変更

令和4年4月6日一部変更